

女性特有のがん検診無料クーポン券について

一定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん検診及び乳がん検診に関する検診手帳と検診費用が無料となるクーポン券を送付します。がんに関する正しい健康意識の普及啓発を図るとともに、受診促進を図ることを目的として、国の方針に基づき、全国一律の基準で実施します。

下記の対象者の方には、6月下旬に個別に通知します。

(1) 子宮頸がん検診の対象年齢女性

年 齢	生 年 月 日
20歳	平成 元年4月2日 ～ 平成 2年4月1日
25歳	昭和59年4月2日 ～ 昭和60年4月1日
30歳	昭和54年4月2日 ～ 昭和55年4月1日
35歳	昭和49年4月2日 ～ 昭和50年4月1日
40歳	昭和44年4月2日 ～ 昭和45年4月1日

(2) 乳がん検診の対象年齢女性

年 齢	生 年 月 日
40歳	昭和44年4月2日 ～ 昭和45年4月1日
45歳	昭和39年4月2日 ～ 昭和40年4月1日
50歳	昭和34年4月2日 ～ 昭和35年4月1日
55歳	昭和29年4月2日 ～ 昭和30年4月1日
60歳	昭和24年4月2日 ～ 昭和25年4月1日



住民ほけん課のお知らせ

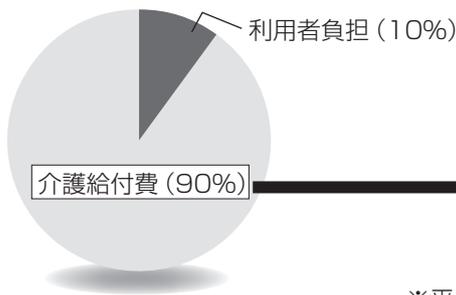
介護サービス費の負担割合と納付書の送付等について

【介護サービス費の負担割合について】

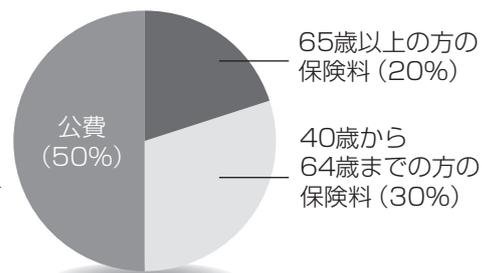
介護保険制度は、皆さまが介護や社会的支援を必要とする状態になったとき、自立した日常生活を営むことができるように、介護サービスの提供を行う制度です。

制度を運営するために、サービスを利用した方には費用の10%を負担していただき、残りの90%分（介護給付費）を皆さまからの保険料と国・県・町の公費で負担しています。（次の表を参照してください。）

介護サービス費の負担割合



介護給付費の財源内訳



※平成21・22年度は、保険料の一部に国からの交付金が充てられています。

介護給付費の50%は、65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料でまかっています。

【納付書の送付等について】

第1号被保険者の保険料額は、平成21年度から平成23年度までに見込まれる介護給付費の20%を65歳以上の方の人数で割り、1人当たり年間49,020円(基準額)の負担が必要と積算しました。その基準額をもとに収入に応じて9段階の保険料額を定めています。

納付方法は、納付書や口座振替で納めていただく「普通徴収」と、年金から天引きの「特別徴収」の2種類があります。

普通徴収の方には、7月上旬に平成22年度分の納付書を送付します。なお、特別徴収の方には、9月上旬に特別徴収開始通知書を送付します。

第2号被保険者の介護保険料は、健康保険料や国民健康保険税と一体で納めていただいています。制度に関してご理解をいただき、納め忘れのないようにお願いします。